



公益移行に向けて経過と決議

【経過】

- 平成 22 年 6 月 26 日 理事会・評議員会にて公益財団法人への移行決議
- 平成 24 年 5 月 1 日 現行寄附行為(定款)の変更禁止事項である第 23 条削除
について臨時評議員会にて変更書面決議
- 平成 24 年 5 月 1 日 現行寄附行為(定款)の変更禁止事項である第 23 条削除
について臨時理事会にて変更書面決議
- 平成 24 年 5 月 2 日 現行寄附行為の一部変更について京都府教育委員会に認可
申請
- 平成 24 年 5 月 2 日 「最初の評議員の選任方法」を臨時理事会にて承認書面決議
- 平成 24 年 5 月 2 日 「最初の評議員選考委員会設置規則」を臨時理事会にて承認
書面決議
- 平成 24 年 5 月 2 日 財団法人櫻谷文庫の最初の評議員の選任に関する理事の定
めについて京都府教育委員会に認可申請
- 平成 24 年 6 月 4 日 京都府教育長から、「現行寄附行為の一部変更」「最初の評
議員の選任に関する理事の定め」について認可
- 平成24年8月21日 京都府知事に対して「一般社団法人及び一般財団法人に関す
る法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す
る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第44条
の規定による認定のため同法第103条の規定に基づき申請
- 平成24年11月14日 京都府知事から京都府公益認定等審議会に対し諮問
- 平成24年12月26日 京都府公益認定等審議会が京都府知事に対し「一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律」第100条に規定する認定の基準に適合すると
認めるのが相当との答申

【決議を必要とする事項】

- 平成 24 年 6 月 23 日 「定款の変更の案」理事会にて承認決議（移行法人の登
記による停止条件付の決議）
- 平成 24 年 6 月 23 日 最初の評議員選考委員会委員の承認決議
- 平成 24 年 6 月 23 日 最初の評議員候補の選考委員会への提案決議



財団法人櫻谷文庫

- 平成 24 年 6 月 23 日 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の承認決議（移行法人の登記による停止条件付の決議）
- 平成 24 年 6 月 23 日 移行法人における理事及び監事の選任の承認決議（移行法人の登記による停止条件付の決議）
- 平成 24 年 6 月 23 日 移行法人における代表理事並びに業務執行理事の選任の承認決議（移行法人の登記による停止条件付の決議）